

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）															
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由							
1	0	0	0	0	1	第1編	共	通	編		1	0	0	0	1	第1編	共	通	編	
1	1	0	0	0	1	第1章	総	則			1	1	0	0	1	第1章	総	則		
1	1	1	0	0	1	第1節	総	則			1	1	1	0	1	第1節	総	則		
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義				1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義		
1	1	1	2	22	1	22.連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。				1	1	1	2	22	1	22.連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。	押印等の見直しに伴う規定の変更。	
1	1	1	2	31	1	31書 面	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。				1	1	1	2	31	1	31書 面	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。	押印等の見直しに伴う規定の変更。	
											1	1	1	2	33	1	33.段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	3-1-1-1から編入	
1	1	1	2	33	1	33.工事検査	工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。				1	1	1	2	34	1	34.工事検査	工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。		
1	1	1	2	34	1	34.検査員	検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。				1	1	1	2	35	1	35.検査員	検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。		
1	1	1	2	35	1	35.同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の確認または承諾した品質をいう。				1	1	1	2	36	1	36.同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の確認または承諾した品質をいう。		
1	1	1	2	35	2		なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。				1	1	1	2	36	2		なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。		
1	1	1	2	36	1	36.工期	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。				1	1	1	2	37	1	37.工期	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。		
1	1	1	2	36	2		なお、工期には土、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇を含んでいる。				1	1	1	2	37	2		なお、工期には土、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇を含んでいる。		
1	1	1	2	37	1	37.工事開始日	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。				1	1	1	2	38	1	38.工事開始日	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。		
1	1	1	2	38	1	38.工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。				1	1	1	2	39	1	39.工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。		
1	1	1	2	39	1	39.準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。				1	1	1	2	40	1	40.準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。		
1	1	1	2	40	1	40.工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。				1	1	1	2	41	1	41.工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。		
1	1	1	2	41	1	41.本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事的目的物を施工するための工事をいう。				1	1	1	2	42	1	42.本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事的目的物を施工するための工事をいう。		
1	1	1	2	42	1	42.仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。				1	1	1	2	43	1	43.仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。		
1	1	1	2	43	1	43.工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。				1	1	1	2	44	1	44.工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。		
1	1	1	2	44	1	44.現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。				1	1	1	2	45	1	45.現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。		
1	1	1	2	45	1	45.SI	SIとは、国際単位系をいう。				1	1	1	2	46	1	46.SI	SIとは、国際単位系をいう。		
1	1	1	2	46	1	46.現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。				1	1	1	2	47	1	47.現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。		
1	1	1	2	47	1	47.JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。				1	1	1	2	48	1	48.JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。		
											1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等		
1	1	1	3	1	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。				1	1	1	3	1	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	設計業務等共通仕様書と表現を統一。	
											1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	工事用地等の使用		
1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。				1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。	
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳				1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳		

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）					編 章 節 条 項 以下	項 目 見 出 し	現行条文	編 章 節 条 項 以下	項 目 見 出 し	新条文	改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項											
1	1	1	10	1	1	1	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう
1	1	1	10	2	1	1	1	10	2	1	1	1	1	1	1	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう
1	1	1	10	3	1	1	1	10	3	1	1	1	1	1	1	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう
1	1	1	13	0	1	1	1	13	0	1	1	1	1	1	1	1	1-1-1-13	工事の一時中止	工事の一時中止	
1	1	1	13	1	1	1	1	13	1	1	1	1	1	1	1	1	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議のうえ、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	「工事一時中止等に係るガイドライン（案）（兵庫県土木整備部）」と整合のため
1	1	1	16	0	1	1	1	16	0	1	1	1	1	1	1	1	1-1-1-16	支給材料及び貸与品	支給材料及び貸与品	
1	1	1	16	6	1	1	1	16	6	1	1	1	1	1	1	1	6. 貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	3-1-1-4から編入
1	1	1	16	7	1	1	1	16	7	1	1	1	1	1	1	1	7. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。	
1	1	1	16	2		1	1	16	2		1	1	1	1	1	1	7. 返還	なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	
1	1	1	16	7	1	1	1	16	8	1	1	1	1	1	1	1	8. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	16	8	1	1	1	16	9	1	1	1	1	1	1	1	9. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	
1	1	1	16	9	1	1	1	16	10	1	1	1	1	1	1	1	10. 所有権	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	
1	1	1	26	0	1	1	1	26	0	1	1	1	1	1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	工事中の安全確保	
1	1	1	26	1	1	1	1	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本理立浸濠協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本理立浸濠協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう
																	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3-1-1-9から編入
1	1	1	26	2	1	1	1	26	3	1	1	1	1	1	1	1	3. 支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）					改定理由						
編	章	節	条	項以下 （項目見出し）	現行条文	編	章	節	条		項以下 （項目見出し）	新条文				
1	1	1	26	16	1	16. 地下埋設物等の調査	1	1	1	26	19	1	19. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行ない監督員に報告しなければならない。	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行ない監督員に報告しなければならない。	
1	1	1	26	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	1	1	1	26	20	1	20. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を見つけた場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を見つけた場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	
1	1	1	26	18	1	18. 地下埋設物等損傷時の措置	1	1	1	26	21	1	21. 地下埋設物等損傷時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担により補修しなければならない。	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担により補修しなければならない。	
1	1	1	26	19	1	19. 機雷・爆弾等の扱い	1	1	1	26	22	1	22. 機雷・爆弾等の扱い	受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を見つまたは拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。	受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を見つまたは拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。	
1	1	1	26	20	1	20. 建築物等の解体作業等における石綿の適正な対策について	1	1	1	26	23	1	23. 建築物等の解体作業等における石綿の適正な対策について	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ処置をおこなう費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用について監督員と協議のうえ、設計変更で見込むものとする。また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ処置をおこなう費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用について監督員と協議のうえ、設計変更で見込むものとする。また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。	
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	環境対策	
1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	1	1	30	6	2	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	1	1	1	30	6	2	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。			
1	1	1	30	6	3	6. 排出ガス対策型建設機械	1	1	1	30	6	3	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	交通安全管理	
							1	1	1	32	2	1	2. 施工計画書	受注者は、指定された工用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	3-1-1-10から編入	
1	1	1	32	2	1	2. 輸送災害の防止	1	1	1	32	3	1	3. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）											
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由		
1	1	1	34	1	10	(9) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	1	1	1	34	1	10	(9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	11	(10) 健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	1	1	1	34	1	11	(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	12	(11) 中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	34	1	12	(11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	13	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	13	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	14	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	1	1	1	34	1	14	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	15	(14) 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	1	1	1	34	1	15	(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	16	(15) 道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	16	(15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	17	(16) 道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	17	(16) 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	18	(17) 道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	18	(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	23	(22) 港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	23	(22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	27	(26) 航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	1	1	1	34	1	27	(26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	29	(28) 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	29	(28) 軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	30	(29) 森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	1	1	1	34	1	30	(29) 森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	33	(32) 大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	33	(32) 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	39	(38) 文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	39	(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	41	(40) 電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	41	(40) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	44	(43) 建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	44	(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	64	(63) 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	64	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	69	(68) 所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）	1	1	1	34	1	69	(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	71	(70) 船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	1	1	1	34	1	71	(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	72	(71) 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	1	1	1	34	1	72	(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	73	(72) 電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	1	1	1	34	1	73	(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	74	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）	1	1	1	34	1	74	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	75	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	75	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	76	(75) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	76	(75) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	81	(80) 水道法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	34	1	81	(80) 水道法（平成30年12月改正 法律第92号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	84	(83) 地方税法（平成28年12月改正 法律第101号）	1	1	1	34	1	84	(83) 地方税法（令和3年3月改正 法律第19号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	34	1	86	(85) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	86	(85) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	諸法令の改正にともなう		
1	1	1	37	0	1	1-1-1-37 工事測量	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37 工事測量			
							1	1	1	37	3	1	3. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	3-1-1-11から編入	
1	1	1	37	3	1	3. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	37	4	1	4. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。	
1	1	1	37	3	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	37	4	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	
1	1	1	37	4	1	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	37	5	1	5. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	
1	1	1	37	5	1	5. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	37	6	1	6. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償		1	1	1	40	0	1	1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償		
1	1	1	40	5	1	5. 掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	40	5	1	5. 建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則4.0月以内）に、発注者に提出しなければならない。	建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等にともなう
								1	1	1	40	5	2		また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等にともなう
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	
1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
1	2	2	0	0	15		国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	1	2	2	0	0	15		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	諸基準類の改定にともなう
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
1	2	3	4	0	1	1-2-3-4	盛土補強工	1	2	3	4	0	1	1-2-3-4	盛土補強工	
1	2	3	4	3	1	3. 基盤面の排水処理	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	1	2	3	4	3	1	3. 基盤面の排水処理	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）																							
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	新条文	改定理由		
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート													
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準													
1	3	2	0	1	1	1.適用規定	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	2	0	1	1	1.適用規定	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。													
1	3	2	0	1	8		土木学会鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）	1	3	2	0	1	8		土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）											諸基準類の改定にともなう		
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート													
1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	配合	1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	配合													
1	3	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	1	3	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。												諸基準類の改定にともなう	
1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート													
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ													
1	3	5	4	2	1	2.材料の計量		1	3	5	4	2	1	2.材料の計量														
1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとす	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとす												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5計量値の許容差」の値以下とする。												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、パッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。													諸基準類の改定にともなう
1	3	5	4	2	12		なお、練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	12		なお、パッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。												諸基準類の改定にともなう	
1	3	5	4	3	1	3.練混ぜ		1	3	5	4	3	1	3.練混ぜ														
1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りパッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りパッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。													JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。													
1	3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式パッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りパッチミキサーを用いる場合1分とする。	1	3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式パッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りパッチミキサーを用いる場合1分とする。												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。													JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。													JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。													JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。	1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。													JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	12		なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	1	3	5	4	3	12		なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ一部の容積以上とする。												JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設													
1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	打設	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	打設													
1	3	6	4	11	1	11.水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	1	3	6	4	11	1	11.水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。													
1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。													
1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め	1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め													

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）					改定理由										
編	章	節	条	項以下	項目	編	章	節	条		項以下	項目								
1	3	6	5	3	1	3	6	5	3	1	3	6	5	3	1	3. 上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、パイプブレーダーを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、パイプブレーダーを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。		
1	3	7	0	0	1	3	7	0	0	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	鉄筋工		
1	3	7	4	0	1	3	7	4	0	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て	組立て		
1	3	7	4	3	1	3	7	4	3	1	3	7	4	3	1	3. 鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）	
1	3	7	4	3	2	1	3	7	4	3	1	3	7	4	3	2	なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。	なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）	
1	3	7	5	0	1	3	7	5	0	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手	継手		
1	3	7	5	3	1	3	7	5	3	1	3	7	5	3	1	3. 継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定にともなう	
						1	3	7	5	8	1	3	7	5	8	1	8. 機械式鉄筋継手		新規追加	
						1	3	7	5	8	2	1	3	7	5	8	2	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		新規追加
						1	3	7	5	8	3	1	3	7	5	8	3	① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。		新規追加
						1	3	7	5	8	4	1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。		新規追加
						1	3	7	5	8	5	1	3	7	5	8	5	(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。		新規追加
1	3	10	0	0	1	3	10	0	0	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	寒中コンクリート		
1	3	10	2	0	1	3	10	2	0	1	3	10	2	0	1	1-3-10-2	施工	施工		
1	3	10	2	4	1	3	10	2	4	1	3	10	2	4	1	4. 材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）	
1	3	10	3	0	1	3	10	3	0	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	養生		
1	3	10	3	5	1	3	10	3	5	1	3	10	3	5	1	5. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。	
1	3	13	0	0	1	3	13	0	0	1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート	水中不分離性コンクリート		
1	3	13	3	0	1	3	13	3	0	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	コンクリートの製造		
1	3	13	3	4	1	3	13	3	4	1	3	13	3	4	1	4. 練混ぜ				
1	3	13	3	4	3	1	3	13	3	4	1	3	13	3	4	3	(2) 受注者は、強制練りパッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	(2) 受注者は、強制練りパッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	JIS名称変更（ミキサー）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）						新（令和3年10月版）										
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由	
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	1	第2編	材料編		
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	1	第2章	土木工事材料		
2	2	2	0	0	1	第2節	石	2	2	2	0	1	第2節	石		
2	2	2	8	0	1	2-2-2-8	その他の砂利、碎石、砂	2	2	2	8	0	1	2-2-2-8	その他の砂利、碎石、砂、鉄鋼スラグ	新工種の追加に伴う
								2	2	2	8	3	1	3. 鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグの環境安全品質は、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足するものとする。	新工種の追加に伴う
								2	2	2	8	3	2		ただし、カドミウムについては、土壤環境基準および土壤汚染対策法による。	新工種の追加に伴う
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改正にともなう
2	3	0	0	0	1	第3章	港湾工事材料	2	3	0	0	0	1	第3章	港湾工事材料	
2	3	3	0	0	1	第3節	石材等	2	3	3	0	0	1	第3節	石材等	
2	3	3	2	0	1	2-3-3-2	砂	2	3	3	2	0	1	2-3-3-2	砂	
2	3	3	2	2	1	4.	砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	3	3	2	2	1	4.	砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。	諸法令の改正にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）										新（令和3年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編				
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則				
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則				
3	1	1	1	0	1	3-1-1-1	用語の定義									1-1-1-2に移動			
3	1	1	1	1	1	1. 一般事項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。									1-1-1-2に移動			
3	1	1	1	2	1	2. 段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。									1-1-1-2に移動			
3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工程表	3	1	1	1	0	1	3-1-1-1	請負代金内訳書及び工程表				
3	1	1	2	0	2		受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書及び工程表を契約締結後10日以内に監督員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。	3	1	1	1	0	2		受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書及び工程表を契約締結後10日以内に監督員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。				
3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	現場技術員	3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	現場技術員				
3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	支給材料及び貸与品									1-1-1-16に移動			
3	1	1	4	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編1-1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。									1-1-1-16に移動			
3	1	1	4	2	1	2. 貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める請負工費用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。									1-1-1-16に移動			
3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	監督員による確認及び立会等	3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	監督員による確認及び立会等				
3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	数量の算出及び出来形図	3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	数量の算出及び出来形図				
3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	工事完成図書の納品	3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	工事完成図書の納品				
3	1	1	8	0	1	3-1-1-8	中間検査	3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	中間検査				
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	工事中の安全確保									1-1-1-26に移動			
3	1	1	9	1	1	1. 適用規定	第1編1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定によらなければならない。									1-1-1-26に移動			
3	1	1	9	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。									1-1-1-26に移動			
3	1	1	9	3	1	3. 使用する建設機械	受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。									1-1-1-26に移動			
3	1	1	9	4	1	4. 架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。									1-1-1-26に移動			
3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	交通安全管理									1-1-1-32に移動			
3	1	1	10	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。									1-1-1-32に移動			
3	1	1	10	2	1	2. 工事用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。									1-1-1-32に移動			
3	1	1	10	3	1	3. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。									1-1-1-32に移動			
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11	工事測量									1-1-1-37に移動			
3	1	1	11	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。									1-1-1-38に移動			
3	1	1	11	2	1	2. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。									1-1-1-39に移動			
3	1	1	12	0	1	3-1-1-12	提出書類	3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	提出書類				
3	1	1	13	0	1	3-1-1-13	創意工夫	3	1	1	8	0	1	3-1-1-8	創意工夫				
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工				
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
3	2	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう			
3	2	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和2年10月版)										新 (令和3年10月版)									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文	改定理由			
3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料				
3	2	6	3	20	1	20. 適用規定 (加熱アスファルト)		3	2	6	3	20	1	20. 適用規定 (加熱アスファルト)					
3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-22、3-2-23の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-22、表3-2-23の規格に適合するものとする。				
3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-24、3-2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-24、表3-2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。				
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工				
3	2	6	7	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。				
3	2	6	7	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 一層 の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。				
3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。				
3	2	6	7	3	15	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	7	3	15	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 一層 の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。				
3	2	6	7	3	18	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	3	18	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 二層 以上に施工する場合の縦継目の位置を 一層 仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。				
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工				
3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。				
3	2	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	2	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 (出荷時)の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.17アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)			
3	2	6	7	4	15	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した時の混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	15	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した時の混合物の温度は110℃以上、また、 一層 の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。				
3	2	6	10	0	1	3-2-6-10	透水性舗装工	3	2	6	10	0	1	3-2-6-10	透水性舗装工				
3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。				
3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m ² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m ² の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m ² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m ² の割合で 一層 を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に 一層目 の上に同じ要領によって 二層目 を塗布するものとする。				
3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、 二層目 の施工後12時間以上養生しなければならない。				
3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。				
3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユール流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユール流動性であっても施工方法や敷きならし機械の 質量 などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	6	11	11	1	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	11	1	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。				
3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。	3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ 一 排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。	JIS名称変更 (ミキサー)			
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工				
3	2	6	12	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	1	1	1. 下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）										新（令和3年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由			
							3	2	7	10	3	1	3. 配合試験	受注者は、鉄鋼スラグ混合工による工事着手前に、鉄鋼スラグと低品質土の配合試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	新工種の追加に伴う				
							3	2	7	10	4	1	4. 混合	受注者は、鉄鋼スラグ混合工にあたり、低品質土と鉄鋼スラグを混合しなければならない。	新工種の追加に伴う				
							3	2	7	10	5	1	5. 施工	路体盛土の施工にあつては、第1編1-2-4-3 路体盛土工、路床盛土の施工にあつては、第1編1-2-4-4 路床盛土工の規定による。	新工種の追加に伴う				
3	2	10	0	0	1	第10節 仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節 仮設工						
3	2	10	15	0	1	3-2-10-15 コンクリート製造設備工	3	2	10	15	0	1	3-2-10-15 コンクリート製造設備工						
3	2	10	15	2	1	2. コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。	3	2	10	15	2	1	2. コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
							3	2	10	16	0	1	3-2-10-16 トンネル仮設備工						
3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	12	0	0	1	第12節 工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節 工場製作工（共通）						
3	2	12	2	0	1	3-2-12-2 材料	3	2	12	2	0	1	3-2-12-2 材料						
3	2	12	2	3	1	3. 溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	1	3. 溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-46に従って設定しなければならない。				
3	2	12	2	3	2	表3-2-45 溶接材料区分	3	2	12	2	3	2	表3-2-46 溶接材料区分						
3	2	12	2	4	1	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-46に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	1	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-47に従って乾燥させなければならない。				
3	2	12	2	4	2	表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4	2	表3-2-47 溶接棒乾燥の温度と時間						
3	2	12	2	5	1	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-47に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	1	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-48に従って乾燥させなければならない。				
3	2	12	2	5	2	表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2	5	2	表3-2-48 フラックスの乾燥の温度と時間						
3	2	12	2	7	1	7. 工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定による。	3	2	12	2	7	1	7. 工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定による。				
3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-49の基準を遵守しなければならない。						
3	2	12	2	7	6	表3-2-48 多液形塗料の可使時間	3	2	12	2	7	6	表3-2-49 多液形塗料の可使時間						
3	2	12	2	7	7	(7) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	2	12	2	7	7	(7) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。					
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3 桁製作工	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3 桁製作工						
3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定による。	3	2	12	3	1	1	1. 製作加工					
3	2	12	3	1	21	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上しなければならない。	3	2	12	3	1	21	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上しなければならない。						
3	2	12	3	1	22	なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	22	なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。						
3	2	12	3	1	23	ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	23	ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。						
3	2	12	3	1	24	表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	24	表3-2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値						
3	2	12	3	1	26	(3) 溶接施工	3	2	12	3	1	26	(3) 溶接施工						

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和2年10月版)						新 (令和3年10月版)						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	
3	2	12	3	1	36	②	受注者は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	3	2	12	3	1	36	②	受注者は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。				
3	2	12	3	1	37		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	37		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。				
3	2	12	3	1	38		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	38		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。				
3	2	12	3	1	39		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	3	2	12	3	1	39		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。				
3	2	12	3	1	74	(8)	予熱	3	2	12	3	1	74	(8)	予熱				
3	2	12	3	1	75		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	75		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-52の条件を満たす場合に限り、表3-2-51により予熱することを標準とする。				誤植
3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は3-2-52とする。	3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は3-2-53とする。				
3	2	12	3	1	77		表3-2-50 予熱温度の標準	3	2	12	3	1	77		表3-2-51 予熱温度の標準				
3	2	12	3	1	79		表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	3	2	12	3	1	79		表3-2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件				
3	2	12	3	1	80		表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	3	2	12	3	1	80		表3-2-53 PCM値と予熱温度の標準				
3	2	12	3	1	95	(11)	溶接の検査	3	2	12	3	1	95	(11)	溶接の検査				
3	2	12	3	1	96	①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	3	2	12	3	1	96	①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-54に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。				
3	2	12	3	1	97		ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。	3	2	12	3	1	97		ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。				
3	2	12	3	1	98		表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	98		表3-2-54 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率				
3	2	12	3	1	100	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	100	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-55に示す非破壊試験に従い行わなければならない。				
3	2	12	3	1	102		表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	102		表3-2-55 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率				
3	2	12	3	1	127	(12)	欠陥部の補修	3	2	12	3	1	127	(12)	欠陥部の補修				
3	2	12	3	1	128		受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。	3	2	12	3	1	128		受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。				
3	2	12	3	1	129		補修方法は、表3-2-55に示すとおり行うものとする。これ以外の場合、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	129		補修方法は、表3-2-56に示すとおり行うものとする。これ以外の場合、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				
3	2	12	3	1	131		表3-2-55 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1	131		表3-2-56 欠陥の補修方法				
3	2	12	3	1	132	(13)	ひずみとり	3	2	12	3	1	132	(13)	ひずみとり				
3	2	12	3	1	133		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるものとする。	3	2	12	3	1	133		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-57によるものとする。				
3	2	12	3	1	134		表3-2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1	134		表3-2-57 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法				
3	2	12	3	2	1		2. ボルトナット	3	2	12	3	2	1		2. ボルトナット				
3	2	12	3	2	2	(1)	ボルト孔の径は、表3-2-57に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	2	(1)	ボルト孔の径は、表3-2-58に示すとおりとする。				
3	2	12	3	2	3		表3-2-57ボルト孔の径	3	2	12	3	2	3		表3-2-58ボルト孔の径				
3	2	12	3	2	11	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表3-2-58に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	11	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表3-2-59に示すとおりとする。				
3	2	12	3	2	12		ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。	3	2	12	3	2	12		ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。				
3	2	12	3	2	13		表3-2-58 ボルト孔の径の許容差	3	2	12	3	2	13		表3-2-59 ボルト孔の径の許容差				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条	新条文	改定理由	
3	2	12	3	2	14	(3) 仮組立て時のボルト孔の精度	3	2	12	3	2	14	(3) 仮組立て時のボルト孔の精度	
3	2	12	3	2	16	② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-59のとおりにななければならない。	3	2	12	3	2	16	② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-60のとおりにななければならない。	
3	2	12	3	2	17	表3-2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率	3	2	12	3	2	17	表3-2-60 ボルト孔の貫通率及び停止率	
3	2	12	8	0	1	3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	3	2	12	8	0	1	3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	
3	2	12	8	2	1	2. アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-60によらなければならない。	3	2	12	8	2	1	2. アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-61によらなければならない。	
3	2	12	8	2	2	表3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度	3	2	12	8	2	2	表3-2-61 ねじの種類、ピッチ及び精度	
3	2	12	11	0	1	3-2-12-11 工場塗装工	3	2	12	11	0	1	3-2-12-11 工場塗装工	
3	2	12	11	3	1	3. 気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されている時は、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	1	3. 気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-62の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されている時は、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	
3	2	12	11	3	2	表3-2-61 塗装禁止条件	3	2	12	11	3	2	表3-2-62 塗装禁止条件	
3	2	14	0	0	1	第14節 法面工（共通）	3	2	14	0	0	1	第14節 法面工（共通）	
3	2	14	3	0	1	3-2-14-3 吹付工	3	2	14	3	0	1	3-2-14-3 吹付工	
3	2	14	3	9	1	9. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	3	9	1	9. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	4	0	1	3-2-14-4 法枠工	3	2	14	4	0	1	3-2-14-4 法枠工	
3	2	14	4	18	1	18. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	4	18	1	18. 層間はく離の防止 受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3	2	15	0	0	1	第15節 擁壁工（共通）	3	2	15	0	0	1	第15節 擁壁工（共通）	
3	2	15	3	0	1	3-2-15-3 補強土壁工	3	2	15	3	0	1	3-2-15-3 補強土壁工	
3	2	15	3	3	1	3. 伐開除根 受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	3	2	15	3	3	1	3. 伐開除根 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	
3	2	17	0	0	1	第17節 植栽維持工	3	2	17	0	0	1	第17節 植栽維持工	
3	2	17	2	0	1	3-2-17-2 材料	3	2	17	2	0	1	3-2-17-2 材料	
3	2	17	2	1	1	1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	3	2	17	2	1	1	1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	
3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改正にともなう
3	2	17	3	0	1	3-2-17-3 樹木・芝生管理工	3	2	17	3	0	1	3-2-17-3 樹木・芝生管理工	
3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。	「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう
3	2	17	3	4	1	4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	1	4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
3	2	17	3	15	1	15. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こも、または、わらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	2	17	3	15	1	15. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こも、または、わらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	
3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	
3	2	17	3	19	1	19. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。	3	2	17	3	19	1	19. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。	
3	2	18	0	0	1	第18節 床版工	3	2	18	0	0	1	第18節 床版工	
3	2	18	2	0	1	3-2-18-2 床版工	3	2	18	2	0	1	3-2-18-2 床版工	
3	2	18	2	1	1	1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定による。	3	2	18	2	1	1	1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定による。	
3	2	18	2	1	5	(4) 受注者は、スパーサーについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。	3	2	18	2	1	5	(4) 受注者は、スパーサーについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スパーサー）

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）											
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文	改定理由	
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	
6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	
6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	配管工	6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	配管工	
6	1	13	3	2	1	2. 単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	6	1	13	3	2	1	2. 単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）	6	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	0	8		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	6	3	2	0	0	8		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門	
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	4	2	0	0	11		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	6	4	2	0	0	11		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰	
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用	
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	5	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	6	5	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう
6	6	2	0	0	7		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成13年）								誤植	
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	
6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	
6	8	5	2	0	1	6-8-5-2	芝養生工	6	8	5	2	0	1	6-8-5-2	芝養生工	
6	8	5	2	1	1	1. 草等の処理	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	6	8	5	2	1	1	1. 草等の処理	受注者は、抜き取り（ 抜根 ）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
6	8	5	2	3	1	3. 雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	6	8	5	2	3	1	3. 雑草の抜き取り（ 抜根 ）	受注者は、人力により雑草の抜き取り（ 抜根 ）を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
6	8	6	4	0	1	6-8-6-4	ボーリンググラウト工	6	8	6	4	0	1	6-8-6-4	ボーリンググラウト工	
6	8	6	4	13	1	13. 一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	8	6	4	13	1	13. 一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	
6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	9	2	0	0	7		川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	6	9	2	0	0	7		川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
10	0	0	0	0	1	第10編 道路編	10	0	0	0	0	1	第10編 道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章 道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章 道路改良	
10	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
10	1	2	0	0	4	国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	10	1	2	0	0	4	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	1	4	0	0	1	第4節 地盤改良工	10	1	4	0	0	1	第4節 地盤改良工	
							10	1	4	5	0	1	10-1-4-8 鉄鋼スラグ混合工	新工種の追加に伴う
							10	1	4	5	0	2	鉄鋼スラグ混合工の施工については、第3編3-2-7-10鉄鋼スラグ混合工の規定による。	新工種の追加に伴う
10	2	0	0	0	1	第2章 舗装	10	2	0	0	0	1	第2章 舗装	
10	2	11	0	0	1	第11節 道路植栽工	10	2	11	0	0	1	第11節 道路植栽工	
10	2	11	3	0	1	10-2-11-3 道路植栽工	10	2	11	3	0	1	10-2-11-3 道路植栽工	
10	2	11	3	10	1	10. 添木の設置	10	2	11	3	10	1	10. 添木の設置	
10	2	11	3	13	1	13. 幹巻き	10	2	11	3	13	1	13. 幹巻き	
10	2	11	3	14	1	14. 支柱の設置	10	2	11	3	14	1	14. 支柱の設置	
10	3	0	0	0	1	第3章 橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章 橋梁下部	
10	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
10	3	2	0	1	8	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	3	2	0	1	8	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	3	2	0	1	12	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	10	3	2	0	1	12	日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	3	2	0	1	13	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	10	3	2	0	1	13	日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	3	8	0	0	1	第8節 鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節 鋼製橋脚工	
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9 橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9 橋脚フーチング工	
10	3	8	9	4	1	4. 適用規定	10	3	8	9	4	1	4. 適用規定	諸基準類の改定にともなう
10	3	8	11	0	1	10-3-8-11 現場継手工	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11 現場継手工	
10	3	8	11	2	1	2. 適用規定(2)	10	3	8	11	2	1	2. 適用規定(2)	諸基準類の改定にともなう
10	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章 鋼橋上部	
10	4	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
10	4	2	0	0	7	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	4	2	0	0	7	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	4	3	0	0	1	第3節 工場製作工	10	4	3	0	0	1	第3節 工場製作工	
10	4	3	1	0	1	10-4-3-1 一般事項	10	4	3	1	0	1	10-4-3-1 一般事項	
10	4	3	1	1	1	2. 施工計画書	10	4	3	1	1	1	2. 施工計画書	
10	4	3	1	1	2	なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	10	4	3	1	1	2	なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	解釈の追記
10	5	0	0	0	1	第5章 コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章 コンクリート橋上部	
10	5	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
10	5	2	0	0	9	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	10	5	2	0	0	9	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）	
10	5	2	0	0	10	日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	10	5	2	0	0	10	日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月）	
10	5	6	0	0	1	第6節 プレベウム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第6節 プレベウム桁橋工	
10	5	6	1	0	1	10-5-6-1 一般事項	10	5	6	1	0	1	10-5-6-1 一般事項	
10	5	6	1	1	1	1. 適用工種	10	5	6	1	1	1	1. 適用工種	
10	6	0	0	0	1	第6章 トンネル（NATM）	10	6	0	0	0	1	第6章 トンネル（NATM）	
10	6	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
10	6	2	0	0	18	厚生労働省すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）	10	6	2	0	0	18	厚生労働省すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和2年10月版）					新（令和3年10月版）											
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由
10	6	4	0	0	1	第4節	支保工	10	6	4	0	0	1	第4節	支保工	
10	6	4	6	0	1	10-6-4-6	金網工	10	6	4	6	0	1	10-6-4-6	金網工	
10	6	4	6	0	2		受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起らないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	10	6	4	6	0	2		受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起らないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	
10	2	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	2	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	10	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	10	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	10	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	
10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	10		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	10	8	2	0	0	10		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	
10	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	10	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	10	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	
10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	10	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	
10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	11	2	0	0	5		道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）									発行元が存在しないため、削除。
10	11	7	0	0	1	第7節	適用すべき諸基準	10	11	7	0	0	1	第7節	適用すべき諸基準	
10	11	7	2	0	1	10-11-7-2	プレキャスト躯体工	10	11	7	2	0	1	10-11-7-2	プレキャスト躯体工	
10	11	7	2	0	2		プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）による。	10	11	7	2	0	2		プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）」による。	
10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	
10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	12	2	0	0	4		道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）									発行元が存在しないため、削除。
10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	
10	12	5	2	0	1	10-12-5-2	管路工（管路部）	10	12	5	2	0	1	10-12-5-2	管路工（管路部）	
10	12	5	2	2	1	2. 単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	10	12	5	2	2	1	2. 単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）
10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	
10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	13	2	0	0	4		道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）									発行元が存在しないため、削除。
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）	10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（令和2年8月）	諸基準類の改定にともなう
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	
10	14	7	2	5	1	5. 標示板の地下処理	受注者は、標示板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	14	7	2	5	1	5. 標示板の地下処理	受注者は、標示板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤植
10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	
10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	床版補強工（増桁架設工法）	10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	床版補強工（増桁架設工法）	
10	14	14	4	6	1	6. スペーサーの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	10	14	14	4	6	1	6. スペーサーの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）